

## 障害のある人の暮らしと障害者権利条約



2014年9月24日 「奈良県手をつなぐ育成会」  
玉村公二彦（奈良教育大学）

## 障害者権利条約の批准への軌跡

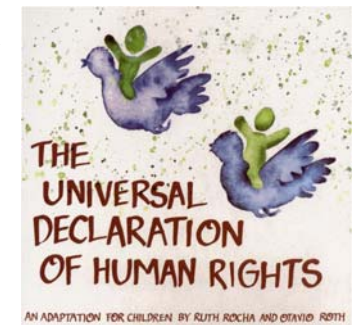
- 2007年9月 日本政府条約への署名
- 2008年5月 国際条約として発効
- 2009年3月 批准についての閣議決定の動き（障害者団体の反対で見送り）
- -----
- 2010年1月 障害者制度改革推進会議開催
- 2011年8月 障害者基本法改正 骨格提言
- 2012年6月 障害者総合支援法成立
- -----
- 2013年6月 障害者差別解消法成立
- 2013年11月 衆議院、批准を承認
- 2013年12月 参議院、批准を承認
- 2014年1月 国連に批准書を寄託(批准成立1月20日)
- 2014年2月 国内発効(19日)

## 国連における人権条約と障害者問題へのアプローチから学ぶ

- 障害者権利宣言（1975年）
- WHOの「国際障害分類試案（ICIDH）」（1980年）
- 国際障害者年（1981年）
- 障害者に関する世界行動計画（1982年）
- 国連・障害者の10年（1983－1992年）
- 障害者の機会均等化に関する基準規則（1993年）
- .....

## 国際人権条約

- 世界人権宣言（1948）
- 総論としての国際人権規約(1966)
  - ・ 市民的及び政治的権利に関する国際規約（自由権規約）
  - ・ 経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（社会権規約）
- 特定の個人や集団の差別の撤廃
  - ・ 人種差別撤廃条約(1965)
  - ・ 女性差別撤廃条約(1979)
- 残虐な行為の禁止
  - ・ 拷問禁止条約(1985)
- 総合的な包括的な権利の保障
  - ・ 子どもの権利条約(1989)



その他：特定の分野の差別の撤廃（ユネスコ・教育における差別禁止条約(1960)、ILO・雇用労働分野での差別の撤廃(1983)）

## 障害者権利宣言（1975年）の採択

障害者は、人としての尊厳に関して固有の権利をもっている。障害者は、そのハンディキャップとディスアビリティの原因、性質、程度いかににかかわらず、なによりもまず、可能な限り通常のまた十分な、しかるべき生活を享受する権利を意味するところの、**同年齢の周囲の人びとと同じ基本的権利をもっている**。（障害者権利宣言第3条）

## 障害者分野での完全参加と平等の前進 － 障害者権利宣言を起点として－

- 1970年代－障害者権利宣言（同年代の人たちと同じ権利をもつことの宣言）
- 1980年代－国際障害者年と長期計画、障害者の10年（完全参加と平等を求めて）
- 1990年代－障害者の機会均等化に関する基準規則、10年の継続（アジア・太平洋地域など）
- 2000年にはいつての動き－各地域での障害者の10年など

## ノーマリゼーションとQOLを求めた歴史 －1960年代アメリカ・シラキューズー



大規模収容施設ノーマリゼーションと脱施設化  
→DEVELOPMENTAL CENTERへ→廃止と地域での生活へ（地域生活） 1970年代から21世紀初頭にかけて



## 障害者権利条約への取り組み

- ※ 2001年12月 国連総会決議56/168「障害者権利条約」特別委員会の設置
- ※ 2002年5月 提案国のメキシコ政府権利条約の草案を公表
- ※ 2002年7月 国連・障害者権利条約の第1回特別委員会の開催
- ※ 2003年6月 第2回特別委員会（作業部会の開催の決定）
- ※ 2004年1月 作業部会による草案の策定
- 5月 第3回特別委員会による審議
- 8月 第4回特別委員会による審議
- ※ 2005年1月 第5回特別委員会による審議
- 8月 第6回特別委員会による審議
- ※ 2006年1月 第7回特別委員会による審議
- 8月 第8回特別委員会による草案合意
- 12月 第61回国連総会にて採択



前議長のガルゴス大使(エクアドル)



第2代の議長・マッケイ大使(前・コーディネーター)

## 特別委員会全景



## 活躍する障害者－デーゲナー博士



## 教育条項のファシリテーター・ローズマリーさん(オーストラリア)



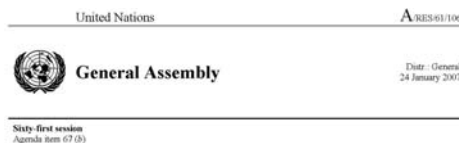
## 障害者権利条約特別委員会日本傍聴団



障害のある人たちの権利の実現をめざして  
第8回特別委員会で合意（部分的には議決も）  
2001年から2006年まで特別委員会（計8回）で審議



## 2006年12月 国連総会にて障害者 権利条約採択



### Resolution adopted by the General Assembly

[without reference to a Main Committee (A/61/611)]

#### 61/106. Convention on the Rights of Persons with Disabilities

*The General Assembly,*

Recalling its resolution 56/168 of 19 December 2001, by which it decided to establish an Ad Hoc Committee, open to the participation of all Member States and observers to the United Nations, to consider proposals for a comprehensive and integral international convention to promote and protect the rights and dignity of persons with disabilities, based on a holistic approach to the work done in the fields of social development, human rights and non-discrimination and taking into account the recommendations of the Commission on Human Rights and the Commission for Social Development,

Recalling also its previous relevant resolutions, the most recent of which was resolution 60/252 of 23 December 2005, as well as relevant resolutions of the Commission for Social Development and the Commission on Human Rights,

Welcoming the valuable contributions made by intergovernmental and non-governmental organizations and national human rights institutions to the work of the Ad Hoc Committee,

1. Expresses its appreciation to the Ad Hoc Committee for having concluded the elaboration of the draft Convention on the Rights of Persons with Disabilities and the draft Optional Protocol to the Convention;

2. Adopts the Convention on the Rights of Persons with Disabilities and the Optional Protocol to the Convention annexed to the present resolution, which shall be open for signature at United Nations Headquarters in New York as of 30 March 2007;

3. Calls upon States to consider signing and ratifying the Convention and the Optional Protocol as a matter of priority, and expresses the hope that they will enter into force at an early date;

4. Requests the Secretary-General to provide the staff and facilities necessary for the effective performance of the functions of the Conference of States Parties and the Committee under the Convention and the Optional Protocol after the entry into force of the Convention, as well as for the dissemination of information on the Convention and the Optional Protocol.



06-50079

## 障害者権利条約の意義

- 普遍的な人権保障をより豊かなものとする。
- 障害者の権利・人権に関する国際的な合意の到達を示す。
- 国際条約としての意義（女性差別撤廃条約、子どもの条約等の場合参照）－憲法と一般法との間に位置して実体法の改善・修正を求める役割。
- 日本の障害者法体系や施策にとっても継続的に重要な意味をもつ（政府の報告、NGOの平行・レポート）。

## 障害者権利条約の概要

- 権利条約（前文と本文50条）
  - ① 目的、定義、一般原則、一般的義務、平等および非差別といった総論的条項
  - ② 女性、子どもといった特定の階層に関する条項
  - ③ 障害のある人の自由と自己決定、政治参加などの市民的政治的権利に関する条項
  - ④ アクセシビリティやモビリティといった移動や社会参加へのバリアの除去に関わる条項
  - ⑤ 教育、健康、リハビリテーション、労働、社会保障及び十分な生活水準、文化的な活動・レクリエーションへの参加などの経済的社会的文化的権利に関する条項
  - ⑥ 国内的国際的モニタリングのメカニズムに関する条項

## 障害者権利条約の内容上の到達点

- 「新たな権利のカatalogをつくるものではない」としつつも、第一世代の人権（市民的、政治的権利：自由権）、第二世代の人権（経済的、社会的、文化的権利：社会権）を前提にしつつ、第三世代の人権（発達・開発と連帯の権利）を国際協力の条項などに若干含んでいる。
- また、基本的人権を障害のある人に保障していくための「アクセシビリティ」「モビリティ」などの条項、「合理的配慮」「アフターマティブ・アクション」「特別措置」などの規定は実質的に新しい人権に関して問題提起している。

## 条約の前文及び目的（第1条）

前文

目的

この条約は、すべての障害者によるあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進し、保護し、及び確保すること並びに障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的とする。

障害者には、長期的な身体的、精神的、知的又は感覚的な障害を有する者であって、様々な障壁との相互作用により他の者と平等に社会に完全かつ効果的に参加することを妨げられることのあるものを含む。

## 一般的原則（第3条）

1. 固有の尊厳、個人の自律（自ら選択する自由を含む。）及び個人の自立を尊重すること
2. 差別されないこと（非差別）
3. 社会に完全かつ効果的に参加し、及び社会に受け入れられること（インクルージョン）
4. 人間の多様性及び人間性の一部として、障害者の差異を尊重し、及び障害者を受け入れること。
5. 機会の均等
6. 施設及びサービスの利用を可能にすること（アクセシビリティ）
7. 男女の平等
8. 障害のある児童の発達しつつある能力を尊重し、及び障害のある児童がその同一性を保持する権利を尊重すること

## 自立と十分な生活

### ■ 第19条 自立した生活及び地域社会へのインクルージョン

国は、障害がある人が社会において自律的に生活することができるように確保する義務がある。

### ■ 第28条 十分な生活水準及び社会保障

障害のある人とその家族は、衣・食・住および飲料水へのアクセスを保障される。加えて、障害のある人と家族は、他の人と同じく政府によるセイフティネットにアクセスすることができる。

## Autism Queenslandの運営するグループホーム





## 第19条 自立した生活及び地域社会へのインクルージョン

この条約の締約国は、全ての障害者が他の者と平等の選択の機会をもって地域社会で生活する平等の権利を有することを認めるものとし、障害者が、この権利を完全に享受し、並びに地域社会に完全に包容され、及び参加することを容易にするための効果的かつ適当な措置をとる。この措置には、次のことを確保することによるものを含む。

- 障害者が、他の者との平等を基礎として、**居住地を選択し、及びどこで誰と生活するかを選択する機会を有すること並びに特定の生活施設で生活する義務を負わないこと。**
- 地域社会における生活及び地域社会への包容（インクルージョン）を支援し、並びに地域社会からの孤立及び隔離を防止するために必要な**在宅サービス、居住サービスその他の地域社会支援サービス（個別の支援を含む。）を障害者が利用する機会を有すること。**
- 一般住民向けの**地域社会サービス及び施設**が、障害者にとって他の者との平等を基礎として利用可能であり、かつ、**障害者のニーズに対応していること**

## 障害者総合支援法第1条2項

障害者及び障害児が日常生活又は社会生活を営むための支援は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、**全ての障害者及び障害児が可能な限りその身近な場所において必要な日常生活又は社会生活を営むための支援を受けられることにより社会参加の機会が確保されること及びどこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと並びに障害者及び障害児にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものの除去に資することを旨として、総合的かつ計画的に行わなければならない。**

## 教育・訓練・リハビリテーション

### 第24条 教育

初等、中等、高等教育及び職業訓練施設も含めて、生涯にわたる学習への平等のアクセスが保障される。アクセスを促進する必要な方策が採られなければならない。障害のある教師の雇用と同時に、専門家の訓練が不可欠である。

### 第26条 ハビリテーション及びリハビリテーション

国は、障害のある人が、最善の機能となるように備えることを確保する義務をもつ。

## 教育条項第2項

### ■ 教育条項第2 項(b)(e)に関連して

(b)他の者との平等を基礎として、自己の生活する地域社会において、インクルーシブで質が高く、かつ、無償の初等教育を享受することができること及び中等教育を享受することができること

(e) 完全なインクルージョンという目標に則して、学業面の発達及び社会性の発達を最大にする環境において、効果的で個別化された支援措置が提供されること。

## 労働（働く権利）

### ■ 第27条 労働及び雇用

障害のある人は、働く権利が保障され、生活のための手段への平等のアクセスができる。加えて、国は、生計のための機会を促進させる義務をもつ。

合理的配慮の実現

障害のない人の働き方への示唆も！

## 多様な活動への参加

### ■ 第29条 政治的及び公的活動への参加

障害のある人は、政府やその他の市民的活動において、代表者を出し、また、参加するという資格をもつ。

### ■ 第30条 文化的な生活、レクリエーション、余暇及びスポーツへの参加

障害をもつ人は、遊んだり、リラックスしたり、楽しんだり、身体を動かしたりする機会に、同じくアクセスすることができる。

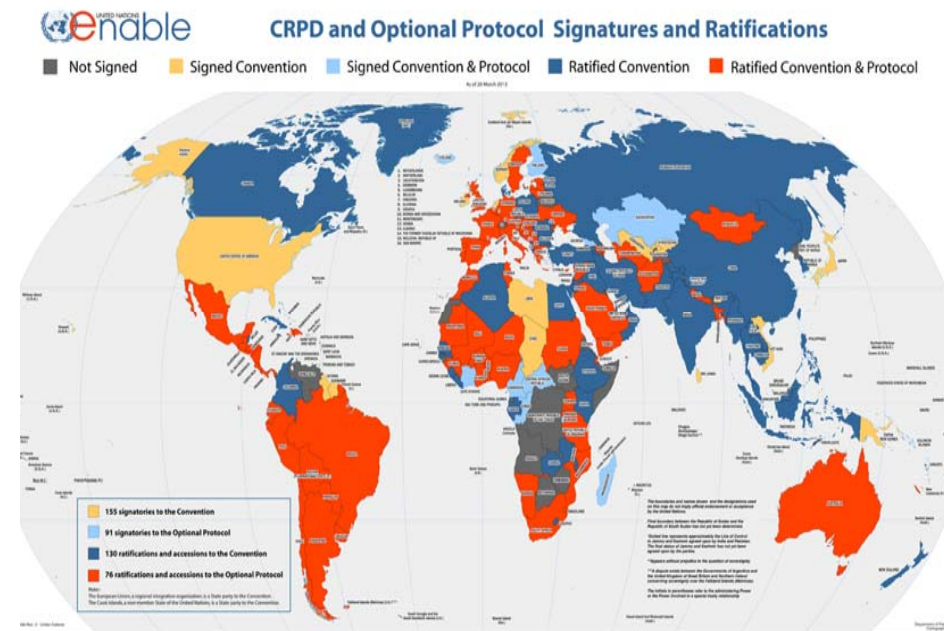
余暇活動ー音楽、会話、芸術、スポーツ、ゲーム、読書料理など





## 第5条の平等及び無差別：

- 4 障害者の事実上の平等を促進し、又は達成するために必要な特別の措置は、この条約に規定する差別と解してはならない。
- 特別学校及び寄宿舍の実践の質がその存在意義を示しうるか問われる。



## 現在の国際的な到達点

- 批准の状況(2014年3月14日現在)
  - 条約への署名 (159カ国)
  - 条約の批准 (141カ国)
  - 選択議定書の批准 (80カ国)
- 障害者権利委員会の設置
  - 第1次委員の選出 (2009年2月)
  - 第2次の委員の選出(2010年9月)
  - 第3次委員の選出 (2012年9月)
  - 現在第9次の会議で、批准国の報告を順次検討
    - 2013年4月は、オーストラリア、オーストリアなど4カ国
- 締約国会議の開催
  - 第1回締約国会議 2008年8月31日～9月
  - 第2回締約国会議 (2009年9月) アクセスと合理的配慮
  - 第3回締約国会議 (2010年9月) 24条教育など
  - 第4回締約国会議 (2011年9月) 国際協力、公的活動・政治への参加、雇用と労働等
  - 第5回締約国会議 (2012年9月) アクセスとテクノロジー、障害のある子ども・女性
  - 第6回締約国会議 (2013年7月) 生活の適切な基準-参加とエンパワーメント

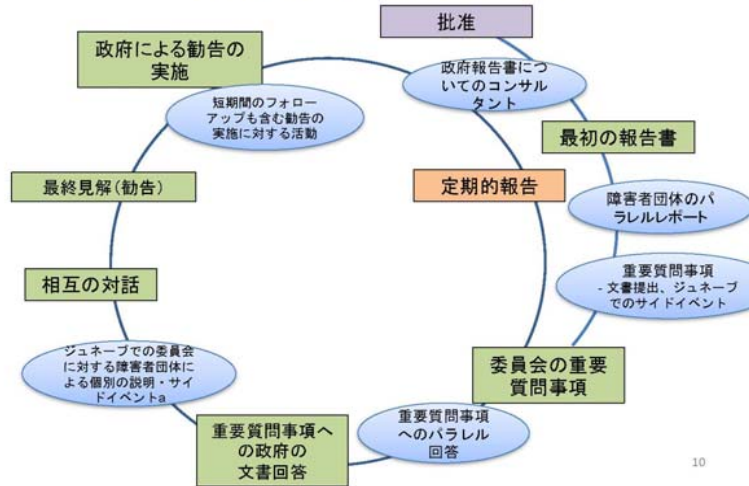
締約国会議の様子



## 諸条約-ツイントラックアプローチ

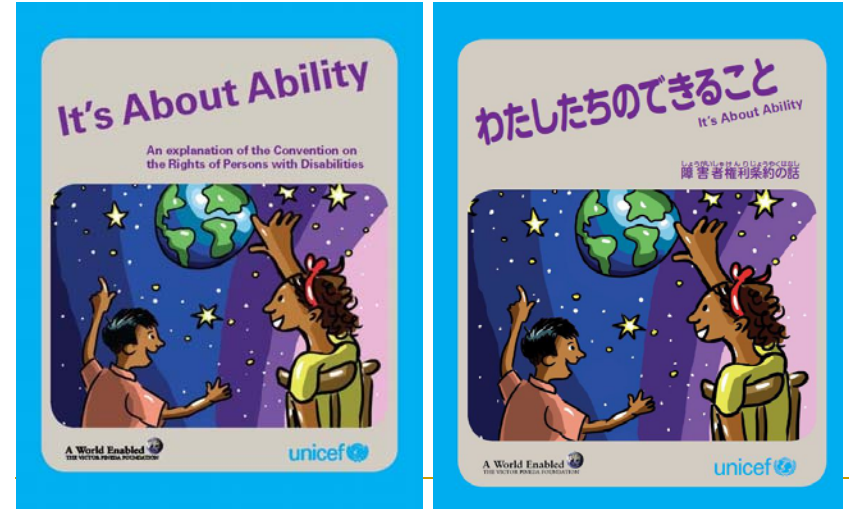
- 障害者権利条約と他の人権条約
  - 国際人権規約
  - 女性差別撤廃条約
  - 子どもの権利条約
- ツイントラックアプローチ
  - 双方で問題提起
- 障害のある人のスタンダードで、社会を見なおすこと、人権・権利の普遍化へ

## 報告過程における障害者団体の参加の機会 緑が政府 青が障害者団体



10

## 『わたしたちのできること』 ーリハビリテーション協会よりHP上で公開ー



- 「I have no legs」より  
足がなくなったら  
大地を感じられるから  
目が見えなくなったら  
雲の流れがわかるから  
耳が聞こえなくなったら  
あなたの声は届いてるから  
わかるでしょ  
あなたと同じわたしのこと  
わかるでしょ  
わたしと同じあなたのこと  
わかるでしょ  
同じ世界で私達は生きてる  
ってこと



## 障害者権利条約を みんなのものに



国連本部にあるオブジェ